



# 誘導灯設置基準



NISHINIHON BOHSAI SYSTEM CO.,Ltd

区分	防火対象物用途区分		避難口誘導灯		通路誘導灯 室内		通路誘導灯 廊下		通路誘導灯 階段
	項	主たる用途	設置対象	当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満	設置対象
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	全てに必要	A級またはB級BHまたはBLの点滅機能付き	全てに必要	A級またはB級BHまたはBLの点滅機能付き	全てに必要	全てに必要	全てに必要
	ロ	公会堂又は集会場							
2	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これに類するもの							
	ロ	遊技場又はダンスホール							
2	ハ	風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業を営む店舗及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く							
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備または物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの							
3	イ	待合 料理店 その他これに類するもの							
	ロ	飲食店							
4		百貨店マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場							
5	イ	旅館ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの							
	ロ	宿泊所、下宿または共同住宅							
6	イ	病院、診療所又は授産所	全てに必要	非難口C級以上 矢印付はB級以上	全てに必要	通路 C級以上	全てに必要	通路 C級以上	全てに必要
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム 介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設 盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、 障害者支援施設、老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設または短期入所もしくは共同生活介護を行う施設							
	ハ	老人デーサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、等の通所施設、児童家庭支援センター障害者支援施設、老人デイサービス事業、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 障害者自立支援を行う施設							
ニ	幼稚園、特別支援学校								
7		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学等	地階 無窓階 11階以上		地階 無窓階 11階以上		地階 無窓階 11階以上		地階 無窓階 11階以上
8		図書館、博物館、美術館等							
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場 これらに類するもの	全てに必要		全てに必要		全てに必要		全てに必要
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場							
10		車両の停車場、船舶・航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る)							
11		神社、寺院、教会、これに類するもの							
12	イ	工場または作業場	地階 無窓階 11階以上	非難口C級以上 矢印付はB級以上	地階 無窓階 11階以上	通路C級以上	地階 無窓階 11階以上		地階 無窓階 11階以上
	ロ	映画スタジオまたはテレビスタジオ							
13	イ	自動車車庫または駐車場	地階 無窓階 11階以上	非難口C級以上 矢印付はB級以上	地階 無窓階 11階以上	通路C級以上	地階 無窓階 11階以上		地階 無窓階 11階以上
	ロ	飛行場または回転翼航空機の格納庫							
14		倉庫							
15		前各項に該当しない事業所							
16	イ	複合用途の内その一部が1項から4項、5項イ、6項、9項の用途に供されているもの	全てに必要		全てに必要		全てに必要		全てに必要
	ロ	上記イ以外の複合用途防火対象物	地階無窓階		地階無窓階		地階無窓階		地階無窓階
16の2		地下街							
16の3		建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの 当該地下道と合わせたものに1項から4項、5項イ、6項、イに掲げる用途に供される部分が存するものに限る	全てに必要		全てに必要		全てに必要		全てに必要

2011.更新

	A級またはB級BHまたはBLの点滅機能付き		C級 B級以上
	A級またはB級BH		C級以上

備考 16項イ複合用途防火対象物の中で用途が5項のイ、6項の場合は非難口、通路誘導灯ともにC級以上使用可。